

取りまとめ（案） 参考資料

令和 7 年11月12日

国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課

(1) 育成就労制度の施行等に伴う事項 (育成就労)

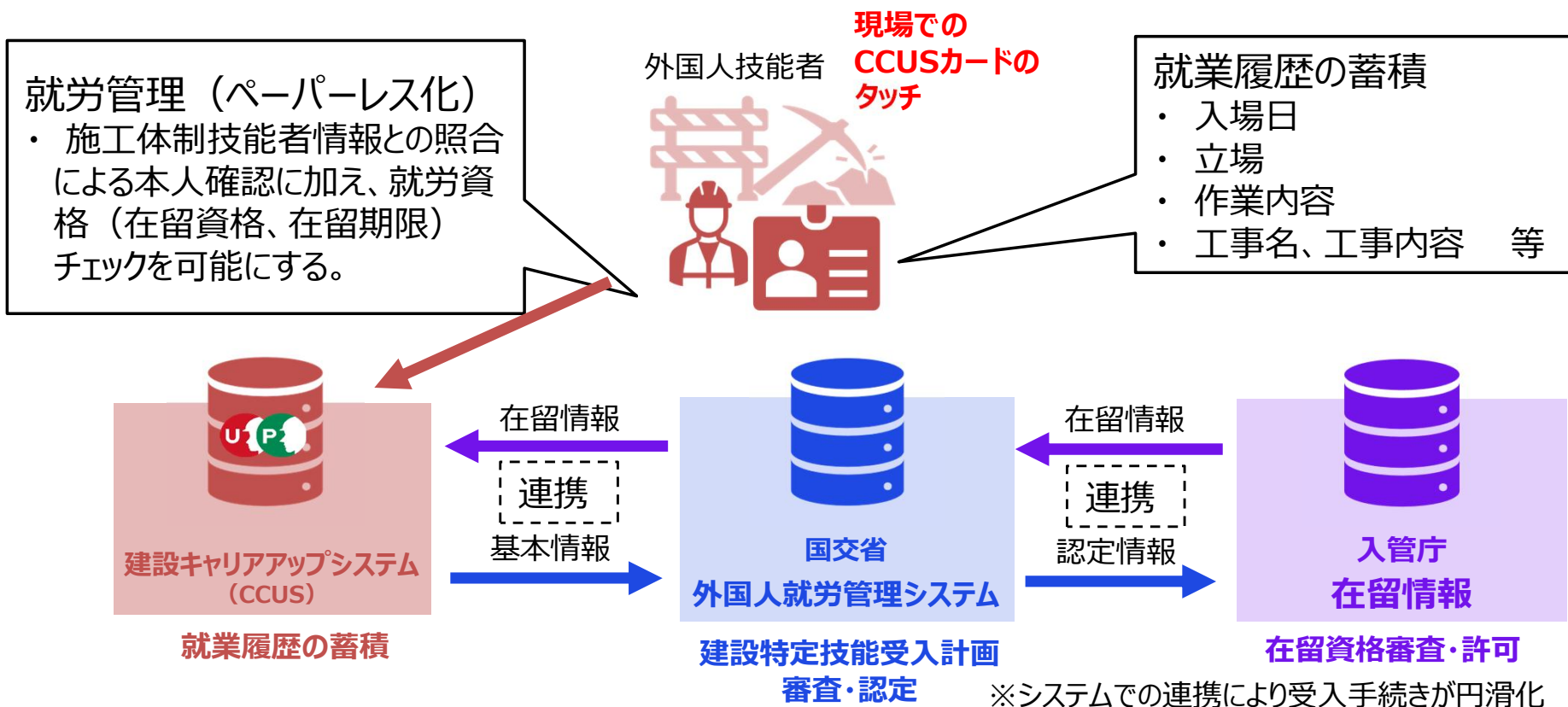
事項		基本方針（閣議決定） ・省令等	建設分野 における論点	対応の方向
育成就労	転籍制限 期間	1～2年の範囲内で分野別運用方針で設定（原則1年）	・ 転籍制限を2年とすることを認めるか	・ 当面2年 ※ 将来的には1年を目指す
	待遇向上策 (昇給率等)	1年超の転籍制限期間を定めた場合、 <u>転籍の制限を理由とした昇給等の待遇向上が必要</u>	・ 2年とする場合、昇給率をどのように設定するか	・ 建設業の前年の平均賃金の上昇率以上の昇給率
	日本語水準	A1～A2の範囲内	・ A1～A2の範囲内でどう設定するか	・ A1相当とA2相当の間の一定のレベル (A2.1)
	分野別協議会	受入企業の分野別協議会への加入義務化（ <u>代替措置</u> も可）	・ 分野別協議会への加入義務を課すか ・ 課さない場合、代替措置をどうするか	・ JAC所属企業は加入したものとみなす ・ その他企業のみ分野別協議会への加入を義務付け
	上乗せ措置	分野別に上乗せ措置を設定可	・ 現行の上乗せ措置も踏まえ、どのように設定するか	・ 現行の技能実習の上乗せ措置を基本的に踏襲 ・ ただし、労働安全衛生対策の基準を追加 ➢ 受入企業：建設業許可、CCUS登録 ➢ 処遇：月給制、書面交付、CCUS登録 ➢ 受入枠：常勤職員以下 (優良企業に緩和措置) ➢ 労働安全衛生対策：入国後講習のオリエンテーション

(1) 育成就労制度の施行等に伴う事項 (特定技能)

	事項	基本方針（閣議決定）・省令等	建設分野 における論点	対応の方向
特定技能	在籍型出向	- 原則不可 ①②をいずれも満たす場合のみ、分野別に例外的に認める ① 親子会社の間等相互に密接に関係する会社間において、一定期間行うことが必要不可欠 ② 雇用安定等への影響などの懸念を払拭するために必要な措置を講じている	在籍型出向を可とするか	日本人も含めた建設分野全体における整理を踏まえつつ、引き続き検討
	上乗せ措置	分野別に上乗せ措置を設定可	現行の上乗せ措置も踏まえ、どのように設定するか	- 現行の特定技能の上乗せ措置を基本的に踏襲 - ただし、受入枠の緩和措置を導入、労働安全衛生対策の基準を追加 ➤ 受入企業：建設業許可、CCUS登録、FITS巡回指導 ➤ 処遇：月給制、書面交付、CCUS登録 ➤ 受入枠：常勤職員以下（優良企業に緩和措置） ➤ 労働安全衛生対策：受入後講習のオリエンテーション 等
	その他	-	ルールを守らない事業者への対応をどうするか	- ルールに従わない企業に対し、受入計画認定取消し以外のペナルティ（社名公表や新規受入停止等）を検討 - 登録支援機関名を受入計画の記載事項に追加

(2) 中長期的なキャリアパス（CCUSによる就業履歴の蓄積）

外国人建設技能者の受入れを管理する「外国人就労管理システム」について、出入国在留管理庁の在留情報や建設キャリアアップシステム（CCUS）と連携させることにより、外国人建設技能者の円滑かつ適正な就労管理及び就業履歴の蓄積による処遇の確保・育成を推進する。



就労管理

入管庁の在留情報を活用することで、現場でのCCUSカードのタッチにより、外国人技能者が必要な就労資格を有しているか確認可能とする。

就業履歴の蓄積

外国人技能者の就業履歴をCCUSに確実に蓄積することで、適正な処遇・評価を確保するとともに、計画的な育成を行える環境を整備する。

(2) 中長期的なキャリアパス（キャリア育成プラン）

分野別運用方針

- 育成就労制度及び特定技能制度において個別分野ごとに策定する制度の運用に関する方針
- この中で、国土交通省は、関係業界等と協働して、建設分野における「育成・キャリア形成プログラム」を策定する旨を記載

育成・キャリア形成プログラム

- 育成就労外国人又は特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成が予見でき、また関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人の計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針
- この中で、育成就労外国人及び特定技能外国人の受入企業は、「キャリア育成プラン」を作成・運用することが望ましい旨を記載

キャリア育成プラン

- 受入企業が作成する育成就労外国人や特定技能外国人の具体的な育成計画
- 各専門工事業団体において、各職種ごとの特性等に応じて「キャリア育成プラン(モデル例)」を作成・公表することを想定
- 各受入企業は、「キャリア育成プラン(モデル例)」を参考にして、受入企業の事情や職種の特定等に応じて「キャリア育成プラン」を作成

1. 外国人技能者

(2) 中長期的なキャリアパス (育成・キャリア形成プログラム)

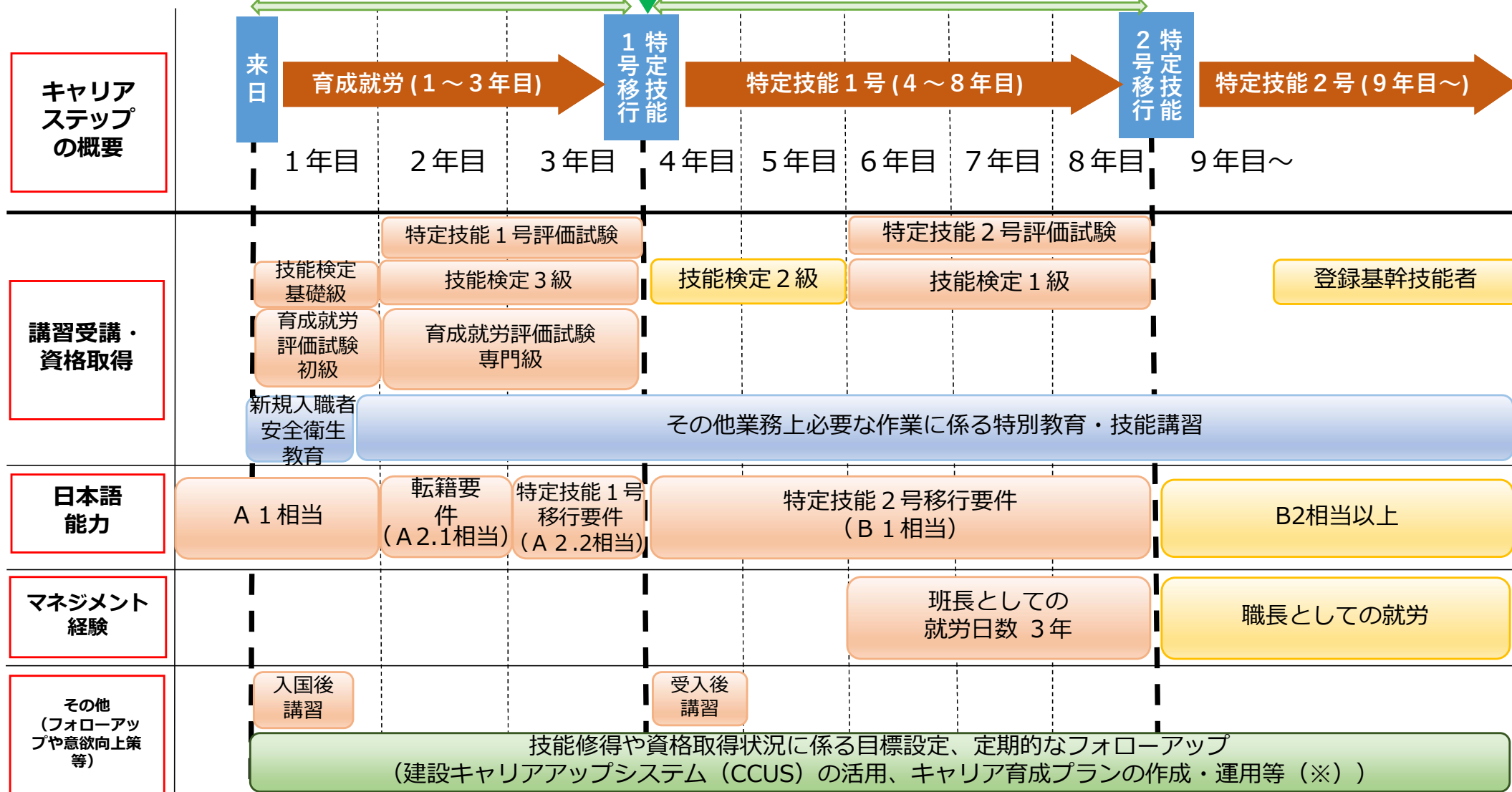
素案

- ・ 留学から特定技能 1 号への移行
- ・ 育成就労を経ずに特定技能 1 号で入国 等

凡例	黄色	技能の修得・向上に資するもの	緑色	フォローアップや意欲向上策
	赤色	在留資格の移行に係る要件		
	青色	その他必要に応じて適宜受講・取得するもの		

《育成就労計画》

《1号特定技能外国人支援計画》



(※) 本プログラムを踏まえて、各専門工事業団体が各職種ごとの特性等に応じた「キャリア育成プラン(モデル例)」を作成・公表するとともに、各受入企業がこれを参考にして「キャリア育成プラン」を作成し、外国人技能者の育成を図ることが望ましい。

(2) 中長期的なキャリアパス (キャリア育成プラン)

※注：赤字は記入例

キャリア育成プラン (鉄筋)

イメージ

氏名 _____

目標 (ターゲット)

現場をまとめ一定の責任を負う職長としての経験を積み、特定技能2号として働き、CCUS レベル4を取得する。

期間ごとに目指すレベル (求められる役割・作業) と、それに必要な技能・知識・資格とそのための研修・講習

期間と目安となる CCUS レベル	目指すレベル (求められる役割・作業)	必要な技能・知識・資格とそのための研修・講習			
		日本語	専門技能	安全衛生知識	その他経験等
育成就労期間 目安：CCUS レベル1	CCUS レベル2取得 (基礎的な技能を習得し、職長・班長からの指示があれば現場で単独でも働けるようになる、特定技能1号への移行を目指す)	JLPT N4 (〇年目) ●●「建設現場で使える日本語」(〇年目)、●●「N4を目指す日本語講座」(〇～〇年目)	技能検定基礎級(1年目) 玉掛技能講習(〇年目) 技能検定3級または特定技能1号評価試験(3年目)	●●「新規入職者安全衛生教育」(〇年目)	就業日数3年
特定技能1号期間 目安：CCUS レベル2	CCUS レベル3取得(班長としての経験を積み、特定技能2号への移行を目指す)	JLPT N3 (〇年目) ●●「N3を目指す日本語講座」(〇～〇年目)	技能検定2級(〇年目) 1級鉄筋施工技能士(〇年目) 技能検定1級または特定技能2号評価試験(8年目)	●●「職長・安全衛生責任者教育」(〇年目)	就業日数7年 職長または班長としての就労日数3年
特定技能2号期間 目安：CCUS レベル3	CCUS レベル4取得(現場をまとめ一定の責任を負う職長としての経験を積み)	JLPT N2 (〇年目) ●●「N2を目指す日本語講座」(〇～〇年目)	登録鉄筋基幹技能者(〇年目)		就業日数10年 職長としての就労日数3年

1. 外国人技能者

(2) 中長期的なキャリアパス (JACによる支援拡充)

- 外国人材の中長期的なキャリアパスの構築を推進するため、(一社)建設技能人材機構(JAC)において、**CCUSによる就業履歴の蓄積**の促進、無料日本語講座・安全衛生教育の拡充等に取り組む。

「キャリア育成プラン」普及のインセンティブ付与

「キャリア育成プラン」普及促進策の支援

- 今後、正会員団体(建設業団体)等のご意見も踏まえつつ、団体の行う「キャリア育成プラン」の普及促進策等に対して、一定の所要額を支援を検討する。

CCUSによる就業履歴の蓄積の促進

・CCUS登録手数料の支援 (拡充、2026年4月～)

- 特定技能外国人ごとに確実に就労履歴の蓄積を行えるよう、CCUS登録(詳細型に限る)の手数料を全額支援する。

CCUSカードリーダーの導入等支援 (新規、2025年11月～)

- CCUSカードリーダー等へのタッチを通じた特定技能外国人の就業履歴の蓄積促進を支援するため、カードリーダー等導入・外国人就労履歴に要する経費等について支援する。
 - ・カードリーダー等導入 → 対象企業ごとに上限6万円
 - ・外国人履歴 → 対象企業ごとに上限25万円(2万5千回)

無料日本語講座・安全衛生教育の拡充

無料日本語講座 (拡充、2026年4月)

- 受入企業に属さない育成就労外国人への提供方策、海外現地(インドネシア等)における提供方策についての検討に取り組む。

無料安全衛生教育 (拡充、2026年4月)

- 受講ニーズを踏まえた科目の追加や、参加登録教習機関の拡大等を通じた受講枠の拡大に取り組む。
- 海外(ベトナム、フィリピン、インドネシア)における無料特別教育等の実施に取り組む。また、受入企業に属さない育成就労外国人への提供方策についての検討に取り組む。

2. 外国人技術者

令和7年度では、過年度の調査及び施策の実施の結果を踏まえ、建設企業における外国人技術者の採用・定着に向けた課題を ①採用ルートが不明などの「採用」②就労後の問題への対応方法が不明などの「定着」③今後の人材供給状況の予測などの「人材獲得戦略」の3つに分類し、それぞれに対応する支援策および調査を実施する。

採用

外国人材向け日本の建設業広報オンラインセミナー

建築学・土木工学等を学ぶ、国内の留学生や海外の大学生をターゲットとし、高い技術力や安全性に代表される日本の建設業の魅力を発信するオンラインセミナーを開催予定。

外国人技術者が活躍している企業や外国人技術者本人が登壇する座談会も予定。

国内 2025年6月21日

インドネシア 2025年7月10日

ベトナム 2025年9月4日

オンライン合同就職説明会

国内の大学や専門学校で建築学・土木工学等を学ぶ留学生・OB等と、日本の中堅・中小建設企業とのマッチングの機会をオンラインで提供するイベント。

2025年7月5日、6日 2日間開催

現地合同就職説明会

海外の大学で建築学・土木工学等を学ぶ学生・OBと日本の中堅・中小建設企業とのマッチングの機会を対面で提供するイベント。

インドネシア (インドネシア大学/ガジャマダ大学)

2025年7月28日、30日

ベトナム (ホーチミン市工科大学/ハノイ土木大学)

2025年9月13日、15日

定着

先行企業へのアンケート

先行企業5社～10社に対し、経営課題・採用目的の明確化～活躍・定着に至る一連のプロセスごとの具体的な対応内容などのアンケートを実施

支援施策活用企業へのフォローアップとフィードバック (定点観測)

R6年度のジョブフェアを利用した企業に対して、今後の支援策の検討のため、活用後の状況や要望についてヒアリングを行う

外国人技術者に特化した教育プログラムの検討

有識者や業界団体関係者等で組織するWGを組成し、日本語教育や資格取得教育を含む外国人技術者に特化した教育プログラムについて検討する。

講師となる人材育成計画、受講者の教育計画、科目設計、教材製作などについての草案を作成し、作成した教育プログラムの展開方法などの検討も行う。

人材獲得戦略

新たな送出し候補国発掘・既存の送出し国の国外人材供給状況の予測 (デスク調査)

R6年調査を元に新たな送りだし候補国について引き続きデスク調査を行う。

あわせて、既存の送出し国であるベトナム及びインドネシアについて、今後の国内建設需要の拡大が当該二カ国の海外への人材の送出しに及ぼす影響を調査する。

外国人建設技術者の採用・定着に向けたハンドブック



ハンドブック (PDF) のダウンロードはこちらから
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001881761.pdf

当ハンドブックでは、中堅・中小建設企業の経営者・実務担当者向けに、外国人技術者の受入の準備や、採用・定着に向けたステップ、現在日本で活躍している外国人技術者の実例などを紹介している。巻末には、行政手続き案内や支援サービスなどの参考情報を多数掲載。



3. 建設分野の外国人共生の取組

(1) これまでの取組（外国人材とつくる建設未来賞）

【創設趣旨】

外国人材が日本の建設業を舞台に中長期的に活躍できる制度の活用が進んでいることを踏まえ、建設技能や日本語によるコミュニケーションの習得が顕著な特定技能外国人、その育成に尽力された企業等、さらには、建設業に従事する外国人材に関連した優れた取組を称えるべく、2023年度より、国土交通大臣表彰を創設。

【表彰概要】

①優秀外国人建設技能者賞（外国人建設技能者部門）	②外国人材育成賞（受入企業部門）	③未来への取り組み賞（外国人材活躍優良事例部門）
○建設技能、コミュニケーションスキルの習得に関する取組が顕著であり、建設現場での指導的役割を目指す特定技能外国人を表彰	○外国人建設技能者の育成並びに処遇改善に係る継続的な取組が顕著な企業等を表彰	○建設業に従事する外国人材に関連して、地域社会との共生等の継続的な取組を表彰

【表彰実績(2024年度)】

優秀外国人建設技能者賞：6件、外国人材育成賞：5件、事業展開賞：2件
審査委員長特別賞：2件

【2025年度 審査委員】◎委員長

(敬称略)

◎ 蟹澤 宏剛	芝浦工業大学建築学部教授
岩野 剛	一般社団法人全国建設業協会常任参与
岸 毅明	一般社団法人日本建設業連合会常務執行役
佐々木 留美子	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻特任研究員
杉田 昌平	弁護士法人Global HR Strategy代表社員・弁護士
宮森 千嘉子	一般社団法人CQラボ主宰
柳澤 庄一	一般社団法人建設産業専門団体連合会専務理事
山口 壘	独立行政法人労働政策研究・研修機構研究員



2024年度表彰式

3. 建設分野の外国人共生の取組

(2) 今後の取組の方向性 (JACによる支援拡充①)

- 外国人材の円滑で適正な就労や生活を確保するため、**日本語能力や日本文化・マナーへの理解向上のための教育訓練を拡充する。**

無料日本語講座 (2025年度内の拡充に向け調整中)

- 外国人材等に対面、オンライン及びeラーニングで日本語講座を実施する(無料)。

(対象) 特定技能外国人・その家族 (※)

※ 家族については、新たに対象に追加。

技能実習生(育成就労外国人) (※※)

※※特定技能外国人の受入企業に限る。

(内容) ・ N5～2を目指す日本語講座(継続)

・ 母国語で学ぶ日本語講座(対象言語の拡充)



外国人雇用講座 (拡充を検討)

- 日本人従業員を対象に、異文化理解講座や外国人に伝わる「やさしい日本語」等の研修を実施。

(対象) 特定技能外国人の受入企業の日本人従業員

(内容) ・ 異文化理解講座(拡充を検討)

・ 外国人に伝わる「やさしい日本語」講座(継続)



社会生活講習(必修) (新規、2026年4月～)

- 全ての建設分野の特定技能外国人に対して就労開始時に受講が義務づけられている「建設特定技能受入後講習」(FITS開催)において、社会生活面での留意事項や労働安全衛生に関する事項を追加する。

(対象) 特定技能外国人(全員必修)

(内容) 「建設特定技能受入後講習」の構成へ追加

- ・ 雇用契約・労働条件の再確認(継続)
- ・ 将来のキャリアパスに関する目標設定等(継続)
- ・ 社会生活面での留意事項(新規追加)
非行防止や健全な社会生活を促すための注意喚起・啓発
- ・ 安全な労働環境実現のための留意事項(新規追加)
特別教育等の実施必要性やJAC支援内容の紹介



日本社会に関する理解促進プログラム(仮称)の提供 (新規、2026年提供開始で調整中)

- 外国人材等に対し、日本の文化や生活・マナーに関する理解促進のための動画コンテンツをオンラインで提供(無料)。

(対象) 特定技能外国人等、
技能実習生(育成就労外国人) (※)

※ 特定技能外国人の受入企業に限る。

(内容) ・ 公共交通機関の使い方

・ ゴミの捨て方

・ 買い物の仕方

・ 飲食店でのマナー等を想定



3. 建設分野の外国人共生の取組

(2) 今後の取組の方向性 (JACによる支援拡充②)

- 外国人材の地域での平穏な日常生活を支援し、トラブルを防ぐため、**日常生活トラブルへのサポート、医療受診サポート、母国語ホットラインによる相談対応**を行う。

日常生活トラブルへのサポート (新規、2026年1月開始で調整中)

- 建設分野の全ての1号特定技能外国人を対象として、日常生活トラブルに対応する損害賠償責任保険等に参加（保険料はJACによる負担）。

(対象) 1号特定技能外国人

(内容) 住居における水漏れや自転車による接触事故などに
応急対応等のサポートや損害賠償責任保険加入



医療受診サポート (新規、2026年1月開始で調整中)

- 建設分野の全ての1号特定技能外国人を対象として、24時間対応で母国語（32言語を想定）によるオンラインでの医療受診サポートを行う。

(対象) 1号特定技能外国人

(内容) ・ 受診・健康に関するオンライン相談対応（新規）
・ オンラインでの医療機関の受診予約（新規）
・ 医療受診時のオンライン通訳サポート（新規）



母国語ホットラインによる相談対応 (拡充、2026年4月～)

- 外国人材等に対して、就労面に加え、生活面の相談に母国語（7言語）で対応する相談窓口を設置。

(対象) 特定技能外国人・その家族、
技能実習生（育成就労外国人）（※）

※ 特定技能外国人の受入企業に限る。

(内容) ・ 就労に係る相談・通報（継続）
・ 生活面の相談（関連情報窓口の紹介など）（新規）

※ 国際建設技能振興機構（FITS）に委託し実施。

わからない... こまった...そんなときは相談を！



JACに電話で相談（日本語のみ）

0120-220353

平日 9:00～17:30 土日祝休

気軽にメッセージを送ってください



FITS（国際建設技能振興機構）では、皆さんからの電話、FAX、メールによる相談に母国語で対応しています。

FITS Consultation Hotline
母国語 相談ホットライン

3. 建設分野の外国人共生の取組

(2) 今後の取組の方向性 (JACによる支援拡充③)

- 受入企業や建設業団体が行う**地域社会との協働に係る優良な取組**に対し、**事業費の支援**を行う制度の創設に向けた検討を進め、**優良な取組の横展開**を図る。

外国人材が地域と協働する取組への支援について (案)

地域共生支援 (新設)

- 今後、地域住民と特定技能外国人の共生に係る取組みを支援することにより、優良事例の展開を図ることを検討。
- その際には、建設業団体又は受入企業、地方自治体への推奨優良の事例内容に関する有識者、国土交通省等とのコンセンサスの形成を図りつつ、支援スキームの構築の検討に取り組む。



【当面着手すること】

- ・ 各地で行われている、特定技能外国人が参画する地域との共生の取組について、特に建設業での実態や事例の把握、優良事例の抽出



【今後に向けた取組と検討】

- ・ 有識者、国交省等を含む会議体を設置し、優良な取組への支援の枠組み等について検討
- ・ 過去の表彰事例や、各地の取組の実態把握を踏まえ、優良事例の横展開を目指し、取組の支援を進める。

※これらの取組について、国交省等と連携し、正会員団体や会員企業等の意向も把握しながら推進していく。